



2025年9月29日

各位

会社名 株式会社 THE グローバル社
代表者名 代表取締役社長 岡田 圭司
(東証スタンダード: コード 3271)
問い合わせ先 経営企画部長 岡田 一男
(TEL. 03-3345-6111)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項を以下のとおりお知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2025年6月30日現在)

名称	属性	議決権保有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接保有分	合算対象分	計	
SBIホールディングス株式会社	親会社	51.95	—	51.95	株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

SBIホールディングス株式会社は、当社の議決権を51.95%直接保有しており、当社の親会社であります。

当社及び当社連結子会社は、2025年6月30日現在、SBIホールディングス株式会社の子会社である株式会社SBI証券、新生インベストメント&ファイナンス株式会社、株式会社SBI新生銀行、SBI新生アセットファイナンス株式会社、昭和リース株式会社、特定目的会社グローバル汐留、SBI東西リアルティ株式会社と借入取引、ファイナンシャルアドバイザー取引、支払委託取引、優先出資取引、社債発行取引、特定資産管理処分委託契約取引を行っております。

役員的人的關係については、2025年6月30日現在、当社の取締役のうち1名はSBIホールディングス株式会社の役員を兼務しておりますが、取締役の員数に占める兼務者の割合は僅少であり、さらに株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出ている監査等委員でない社外取締役が1名、監査等委員である取締役が2名（合計3名）就任していることから、SBIホールディングス株式会社から独立した当社独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。

(役員兼務状況)

(2025年6月30日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役	高村正人	SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長	経営者としての豊富な経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただくため

3. 支配株主等との取引に関する事項
当社との取引

(2025年6月30日現在)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	支配株主との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 SBI証券	なし	資金貸借	資金の借入	3,040	—	—
				資金の返済	8,805	—	—
				利息の支払	88	—	—
			ファイナンシャルアドバイザー契約の締結	手数料の支払	80	—	—
同一の親会社を持つ会社	新生インベストメント&ファイナンス株式会社	なし	資金貸借	資金の返済	759	—	—
				利息の支払	15	—	—
同一の親会社を持つ会社	株式会社 SBI新生銀行	なし	資金貸借	資金の借入	566	長期借入金	566
				利息の支払	0	前払費用	0
				担保の提供	566	—	—
同一の親会社を持つ会社	SBI新生アセットファイナンス株式会社	なし	資金貸借	手数料の支払	7	1年内返済予定の長期借入金	909
				資金の借入	909		
				利息の支払	6	前払費用	0
				担保の提供	909	—	—
同一の親会社を持つ会社	昭和リース株式会社	なし	支払委託	立替払	671	未払金	335
				弁済	336		
				手数料の支払	2	—	—
同一の親会社を持つ会社	特定目的会社グローバル汐留	なし	優先出資	出資の払戻	648	—	—

(注) 取引金額は、2025年6月期における数値を記載しております。

当社の連結子会社である特定目的会社グローバル外苑前との取引

(2025年6月30日現在)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	支配株主との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社 SBI証券	なし	資金貸借	資金の借入	10,940	—	—
				資金の返済	10,940	—	—
				利息の支払	154	—	—
			ファイナンシャルアドバイザー契約の締結	手数料の支払	273	—	—
			社債発行	社債の引受	100	—	—
				社債の償還	100	—	—
				社債利息の支払	0	—	—
				社債発行の支払	0	—	—
同一の親会社を持つ会社	SBI東西リアルティ株式会社	なし	特定資産管理処分委託契約	報酬の支払	139	未払費用	10

(注) 取引金額は、2025年6月期における数値を記載しております。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主等との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。

以 上